

○福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱

平成 13 年 7 月 1 日施行

改正 平成 27 年 8 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費（以下「福祉用具購入費等」という。）の支給を受ける居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「被保険者等」という。）へ福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払いを実施することにより、自己費用の一時的負担を軽減することを目的とする。

(被保険者等の手続)

第 2 条 被保険者等は、保険料の滞納によって支払方法が変更になっていない場合において、福祉用具購入費等の受領に関し、指定特定福祉用具販売事業者又は住宅改修事業者（以下「事業者」という。）にその権限を委任することができる。

2 被保険者等は、前項の委任をする際には被保険者証及び負担割合証を提示するものとする。

(事業者)

第 3 条 この要綱による福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払いを受任する事業者は、八王子市と福祉用具購入費等の支払に関する受領委任払い契約（以下「受領委任払い契約」という。）を締結しなければならない。

2 事業者は、被保険者等から福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払いの委任を受けたときに、次に掲げる事項について確認しなければならない。

(1) 保険料の滞納によって支払方法が変更になっていないこと。

(2) 法第 44 条第 1 項又は法第 56 条第 1 項に規定する特定福祉用具に該当すること。

- (3) 法第 45 条第 1 項又は法第 57 条第 1 項に規定する住宅改修に該当すること。
- (4) その他福祉用具購入費等の支給の要件に該当すること。

(事業者への支払)

第 4 条 市長は、事業者が受領委任払い契約を締結し、被保険者等から委任を受けたときは、福祉用具購入費等を支給すべき額の限度において、当該被保険者等に代えて、当該事業者が福祉用具購入費等の支払をすることができるものとする。

(被保険者等の自己負担)

第 5 条 福祉用具購入費等の支給を受領委任払いにより受給する被保険者等は、当該特定福祉用具の購入又は当該住宅改修に要する費用から法に定めるところにより算出した給付額を控除した額を事業者が支払うものとする。

(申請)

第 6 条 事業者は、特定福祉用具を販売したとき、その日の属する月の翌月の末までに介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 特定福祉用具のカタログの写し
- (2) 被保険者等に発行した領収書の写し

2 事業者は、住宅改修工事を行うとき、工事着工前に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）及び、第 1 号アからカに掲げる書類を市長に提出し、確認を得なければならない。

また、住宅改修完了後は、完成日の属する月の翌月の末までに、第 2 号アからウに掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 着工前に提出する書類

- ア 介護支援専門員等が作成した「住宅改修が必要な理由書」
- イ 工事費の内訳が分かる見積書

- ウ 日常生活上の動線が分かる図面
 - エ 改修前及び改修後の図面
 - オ 改修前の状態が確認できる写真
 - カ 住宅所有者の承諾書（当該住宅の所有者でない場合）
- (2) 完了後に提出する書類
- ア 完了届
 - イ 被保険者等に発行した領収書の写し
 - ウ 改修後の状態が確認できる写真

3 前項第1号アの介護支援専門員等とは介護支援専門員、地域包括支援センターの職員、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上及びその他これに準ずる資格を有する者で市長が認めた者をいう。

（決定の通知）

第7条 市長は、福祉用具購入費等の支給を決定したとき、申請者に介護保険支給決定通知書を、事業者に支払い通知書を送付する。また、不支給を決定したときは介護保険不支給決定通知書により申請者及び事業者に通知する。

附則 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。